

# 茨城県報 第7220号

昭和59年 2 月 20 日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

|  | ページ |
|--|-----|
| ●優良興行の推奨（総合県民室）……………                     | 1   |
| ●結核予防法に基づく医療機関の指定等（保健予防課）……………           | 2   |
| ●特定第2号漁業者の共済契約締結の申込みに係る同意成立の認定（漁政課）…………… | 2   |
| ●新規土地改良事業の審査（2件）（農地管理課）……………             | 2   |
| ●換地計画の適当決定（ 〃 ）……………                     | 3   |
| ●道路の区域変更（2件）（道路維持課）……………                 | 4   |
| ●土地改良区役員の就退任（2件）（土地改良事務所）……………           | 5   |
| （選挙管理委員会）                                |     |
| ●昭和59年茨城県選挙管理委員会第2回定例会の招集……………           | 6   |
| ●個人演説会を開催できる施設の指定の廃止……………                | 6   |
| 公 告                                      |     |
| ●道路位置の指定（建築指導課）……………                     | 7   |

## 告 示

### 茨城県告示第187号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条の規定により、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

昭和59年 2 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 推奨番号 7
- 2 種 類 映 画
- 3 題 名 2001年宇宙の旅
- 4 製作会社 MGM映画
- 5 配給会社 C I C



## 茨城県告示第188号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定し、同条第4項の規定に基づき、次の医療機関は指定を辞退したので告示する。

昭和59年2月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

| 名 称       | 所 在 地       | 開 設 者   | 指定年月日   |
|-----------|-------------|---------|---------|
| 渡辺内科クリニック | 水戸市城南3-3-31 | 渡 辺 一 央 | 59・1・20 |
| 菊 池 病 院   | 久慈郡太子町太子856 | 菊 池 恭 一 | 59・1・29 |

(辞 退)

| 名 称     | 所 在 地       | 開 設 者     | 辞退年月日   |
|---------|-------------|-----------|---------|
| 菊 池 病 院 | 久慈郡太子町太子856 | 菊 池 恭 太 郎 | 59・1・28 |

## 茨城県告示第189号

特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて次の者から同意成立の届があり、当該同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

昭和59年2月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者

茨城県鹿島郡大洋村大字汲上2527番地 槁 慶三郎

茨城県鹿島郡大洋村大字上幡木1593番地 小 沼 松 男

茨城県鹿島郡大洋村大字上幡木1593番地 小 沼 久 夫

## 茨城県告示第190号

鹿島郡旭村大字鹿田745番地 鳥羽田保雄ほか 72名から昭和58年12月13日付けで認可申請のあった上鹿田地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年2月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 上鹿田地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 上鹿田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和59年2月23日から

昭和59年3月13日まで

3 縦覧の場所

旭村役場

茨城県告示第191号

岡堰土地改良区が行おうとする神住地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年2月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

岡堰土地改良区定款の写し

神住地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和59年2月23日から

昭和59年3月13日まで

3 縦覧の場所

藤代町役場

茨城県告示第192号

昭和59年2月15日付で認可申請のあった下星谷東郷地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年2月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和59年2月20日から

昭和59年3月10日まで

3 縦覧の場所

協和町役場

茨城県告示第193号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和59年2月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年2月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 293号

3 道路の区域

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長           | 摘 要                   |
|----------------------------|------|-----------------|---------------|-----------------------|
| 久慈郡金砂郷村大字花房<br>2373番10地先から | 旧    | メートル<br>最大 2660 | メートル<br>15500 |                       |
|                            |      | 最小 1480         |               |                       |
| 久慈郡金砂郷村大字花房<br>2373番71地先まで | 新    | 最大 2660         | 15500         | 不用地処分<br>のための区<br>域変更 |
|                            |      | 最小 1480         |               |                       |

茨城県告示第194号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和59年2月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年2月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 水沼磯原線

3 道路の区域

| 区 間  | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延 長               | 摘 要  |
|--|------|----------------------------|-------------------|--|
| 北茨城市華川町大字花園<br>字水沼111番1地先から<br>北茨城市磯原町本町3丁目<br>7番9地先まで | 旧    | メートル<br>最大 5.00<br>最小 4.50 | メートル<br>13,229.00 |  |
| 北茨城市華川町大字花園<br>字水沼111番1地先から<br>北茨城市磯原町豊田335<br>番地先まで   | 新    | 最大 20.40<br>最小 5.00        | 11,850.00         | 県道北茨城<br>大子線との<br>重用区間を<br>短縮するた<br>めの区域変<br>更 |

茨城県告示第195号

那珂郡東海村大字村松3475番地に事務所を置く真崎浦土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和59年2月20日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 久保田 達 哉

退 任

住 所 職 名 氏 名 摘 要

那珂郡東海村大字須和間66 理 事 竹之内 七之介

茨城県告示第196号

筑波郡豊里町大字高野1197番地20に事務所を置く豊里町山下土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和59年2月20日

茨城県土浦土地改良事務所長 安 達 敏 三

1 退 任

住 所 職 名 氏 名 摘 要

筑波郡豊里町大字上郷4656番地の1 理 事 飯 海 助次郎

2 就 任

|                          |   |     |           |     |
|--------------------------|---|-----|-----------|-----|
| 住                        | 所 | 職 名 | 氏 名       | 摘 要 |
| 筑波郡豊里町大字上郷 4 5 5 0 番地の 3 |   | 理 事 | 雨 田 八 十 一 |     |
| 筑波郡豊里町大字上郷 2 7 0 9 番地    |   | "   | 岩 瀬 榮 作   |     |

( 選挙管理委員会 )

茨城県選挙管理委員会告示第 5 号

昭和59年茨城県選挙管理委員会第 2 回定例会を次のとおり招集する。

昭和59年 2月20日

茨城県選挙管理委員会 委員長 八 木 下 繁 一

- 1 日 時 昭和59年 2月22日 (水) 午前 1 0 時
- 2 場 所 水戸市三の丸一丁目五番 3 8 号  
茨城県議会特別会議室

3 議 題

- (1) 政治団体の設立届出, 指定団体の指定届出の状況について
- (2) その他

茨城県選挙管理委員会告示第 6 号

日立市選挙管理委員会は, 公職選挙法 (昭和25年法律第 1 0 0 号) 第 1 6 1 条第 1 項第 3 号の規定により個人演説会を開催できる施設として指定した次の施設の指定を, 昭和53年 5月10日廃止した。

昭和59年 2月20日

茨城県選挙管理委員会 委員長 八 木 下 繁 一

指定を廃止した施設

| 施設の名称     | 施設の所在地                |
|-----------|-----------------------|
| 南高野集会所    | 茨城県日立市南高野 1 0 7 番地の 1 |
| 金畑集会所     | 茨城県日立市大沼町 2, 1 1 0 番地 |
| 道師内集会所    | 茨城県日立市大沼町 1, 0 6 1 番地 |
| 森下第 2 集会所 | 茨城県日立市金沢町 2, 2 7 7 番地 |
| オボ内集会所    | 茨城県日立市滑川町 9 5 番地      |

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 神 峯 集 会 所   | 茨城県日立市滑川町 2,959 番地 |
| 滑 川 集 会 所   | 茨城県日立市滑川町 1,820 番地 |
| 滑川田中集会所     | 茨城県日立市滑川町 2,811 番地 |
| 田尻天神前集会所    | 茨城県日立市田尻町 76 番地    |
| 御 殿 山 集 会 所 | 茨城県日立市助川町 5 丁目 6 番 |

**公 告**

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和59年 2 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指 定<br>番 号         | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                           |                            | 道 路 の 位 置  | 道 路 幅 員 及 び 延 長 |               |
|--------------------|--------------|---------------------------------|----------------------------|--|-----------------|---------------|
|                    |              | 氏 名                             | 住 所                        |  | 幅 員             | 延 長           |
| 竜土木<br>指 令<br>第72号 | 59・<br>2・9   | 保科 正幸                           | 北相馬郡守谷町<br>乙子557の6         | 北相馬郡守谷町野木<br>崎字遠原638の4,<br>638の7, 638<br>の9, 640の3 | メートル<br>6.65    | メートル<br>39.31 |
| 竜土木<br>指 令<br>第73号 | 59・<br>2・9   | 株式会社浦山<br>工務店<br>代表取締役<br>浦山 平喜 | 稲敷郡牛久町大<br>字柏田3608<br>の672 | 稲敷郡牛久町大字柏<br>田字河原代原3605<br>の810, 3605の<br>811      | 4.00            | 28.60         |

★ 県政の総覧 …… 県民の六法 ★

# ≡ 茨 城 県 報 ≡

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰り下ぐ)

(定価送料とも1ヵ月)  
(金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所